

## 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	A重油単価契約
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長  佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契約締結日	平成24年 6月 6日
契約の相手方の 氏名及び住所	佐賀県石油協同組合 佐賀市川原町8番27号
契約金額 (消費税及び 地方消費税を含む)	¥4,933,950-
予定価格 (消費税及び 地方消費税を含む)	¥4,984,875-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

## 随意契約理由書

1. 件 名 A重油単価契約
2. 履 行 場 所 牛津江排水機場外
3. 契約の相手方 名 称 佐賀県石油協同組合  
住 所 佐賀県佐賀市川原町8-27  
電 話 0952-22-7337
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第18号  
並びに同令第102条の4第7号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - (1) 当該業務の目的 本契約は、武雄河川事務所が管理する排水機場へ給油を行うことを目的とするものである。。
  - (2) 当該業務の内容 本契約は、武雄河川事務所が管理する排水機場等（14施設）の燃料タンクへA重油（1種1号）外1点の給油を行うものである。
  - (3) 随意契約に付する理由  
洪水等の災害対応において、国民の生命、財産を守るためには排水機場ポンプの稼働は欠かすことのできないものである。このため、重油燃料の補給を的確かつ円滑に行い、常時災害に備える必要がある。  
「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の定めるところにより、契約相手方としての履行能力を備え、なおかつ同種業務の実績がある上記組合と会計法第29条の3第5項及び予決令第99条の第18号並びに同令第102条の4第7号により契約の締結を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

経 理 課 長